

《児童手当の現行制度に至るまでの変遷》

健康福祉部児童家庭課

- ◆ 旧児童手当に代わり、平成22年度に実施された子ども手当は、単年度限りの制度であったことから、平成23年度は制度廃止による国民の混乱をさけるために、つなぎ法と特別措置法により制度が維持されてきた。
- ◆ 平成24年度から恒久的制度として、児童手当が改めて実施されることになり、安定的に運用されることとなった。

【参考】制度変遷

制度名		(旧)児童手当	子ども手当	子ども手当 (つなぎ法)	子ども手当 (特措法)	(新)児童手当	
施行年月		H18.4～ H22.3	H22.4～ H23.3	H23.4～ H23.9	H23.10～ H24.3	H24.4～	
支給対象・支給額	3歳未満	1万円/月	1万3千円/月		1万5千円/月	同左	
	3～12歳	第2子まで			5千円/月	1万円/月	同左
		第3子以降			1万円/月	1万5千円/月	同左
	中学生	なし			1万円/月	同左	
所得制限		年収460万円	なし		なし	年収960万円	
所得制限超支給 (特例給付)		年収532万まで 手当と同額/月 (限：被用者)	—		—	5千円/月 (特例給付)	
費用負担		国 1/3 県 1/3 市 町 村 1/3	旧児童手当範囲 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 子ども手当範囲 国 10/10	旧児童手当範囲 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 子ども手当範囲 国 10/10	国 2/3 県 1/6 市町村 1/6		
その他の主な制度変更		—	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への寄付を簡便化 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童の国内居住要件を追加 ・施設入所児童への支給（施設設置者等） ・受給者の同居優先条項 ・保育料等の同意徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所児童の範囲拡大 ・同意徴収の範囲拡大 	